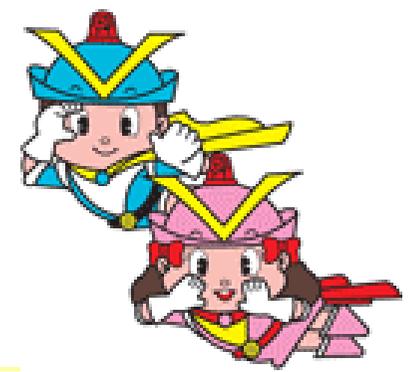


悪質商法の被害防止

悪質商法の手口



一人暮らしの高齢者に急接近

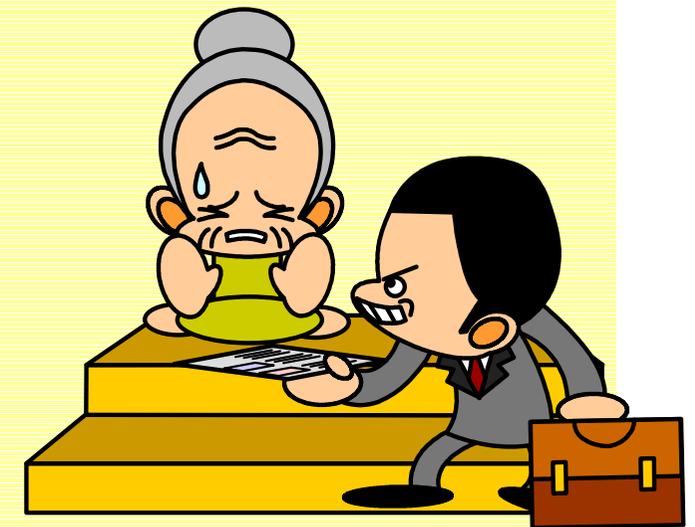
「町会から指定を頂いてご近所の工事をしています」

甘い言葉に落とし穴

「特別キャンペーン中で半額です。」

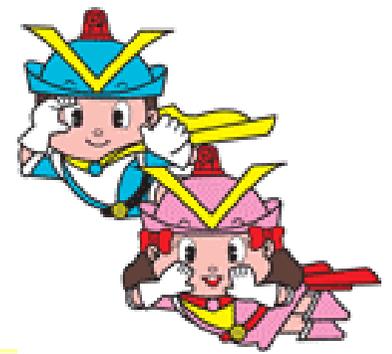
「無料で床下点検をします。」

悪質セールスマンの手口



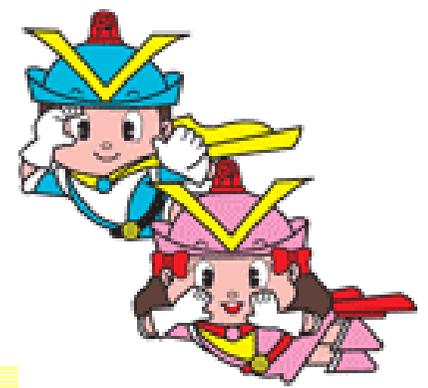
- * 懇切丁寧に、良き話し相手になります
- * 家族に相談する時間を与えず、急がせます
- * 契約を拒むと、泣き落としや威圧的 態度に

悪質商法の手口例



- 1、**「床下のシロアリ点検を無料で行います」とのセールスに対して安易に点検を依頼した。**
床下のビデオを見せ**「コンクリートにヒビが！」**
- 2、**「サッシが歪んでいるので無料で修理します」とのセールスに対して安易に依頼した。**
世間話をする仲になり、ある日**「洗面台を取り替えないか！」**
- 3、**「屋根のアンテナが傾いている」とのセールスに対して安易に依頼した。**
修理中**「瓦が割れている、修理が必要です！」**

悪質商法の防止



毅然とした態度で**断る勇気**を！

いらないものは、はっきり「NO」

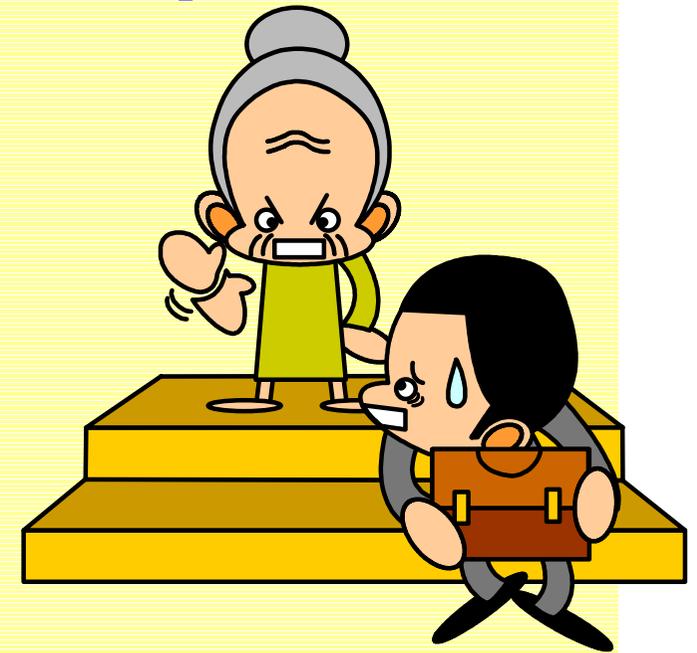
インターフォンで対応を！

ドアチェーンも活用

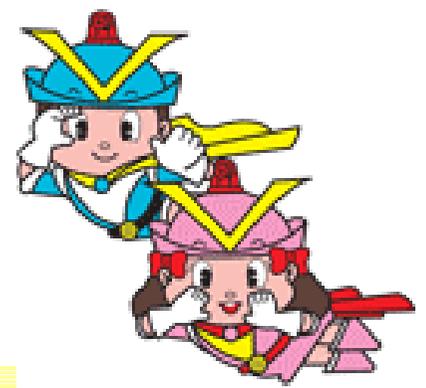
契約前に**必ず相談**を！

相談させない商談は危険

困ったときは**110番**！



クーリングオフ



業者と自宅におけるリフォーム工事などの
契約は、

契約書面を受領した日から8日以内
であれば、契約を解除できる。

既に工事が始まっていても、元に戻せる。

契約書面を受領していなければ、いつでも
解除できる制度

押し買い[訪問購入]の規制 (H25.2.21 ~)

自宅に押しかけた業者に貴金属等を強引に買い取られる被害を防止するため、法改正して「訪問購入」を規制
(自動車、家電、書籍、CD等及び御用聞き取引等は除く。)

「訪問購入における書面の不交付」 (100万円以下の罰金)

「不実告知・重要事項不告知」 (3年以下の懲役等)

「威迫、困惑させる行為」 (3年以下の懲役等)

クーリング・オフ規定等 (書面受領日から、8日間)

申込みの撤回、売買契約が解除できる。

クーリング・オフ期間中、物品の引渡しを拒める。